

■下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	森戸、中土居、川北、玉津、横黒下、横黒中、横黒西、市塚船屋東北 各一部区域
飯岡	野田、堀の内、東大道、西大道、西原、東野口、西野口山本、戻川、戻川住宅、池の内、高砂町 各一部区域
西条	北浜南の一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、古川 各一部区域
大町	地蔵原、新田、西の川原、沢、明神木、鷹丸町、大南下加茂町 各一部区域
神戸	楠、東光、藪の内、中西、東組、河原町、東原、原、奥の内棚林 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橋	西田、西泉中、野々市西 各一部区域
氷見	大久保、山口、上町、西の原、寺の下 各一部区域
多賀	北条の一部区域
壬生川	大新田、喜多台 各一部区域
国安	国安の一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺、高松 各一部区域

下水道事業の受益者申告を
お願いいたします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっています。

この負担金などの賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を、対象区域の土地所有者宛に送付します。内容を確認して期限内に

必ず申告してください。

申告がない場合は、市が受益者（納入義務者）・土地の面積などを認定することになります。

■申告期限 3月31日(火)

■申告が必要な方

左表区域内の土地所有者

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

下水道係

下水道への接続をお急ぎください

平成18年に公共下水道および小規模下水道の供用を開始した区域の方は、平成21年3月末で3年が経過します。

下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続しなければなりません。

水洗便所への改造および下水道への接続工事をされていない方は、市の指定工事店で早急な工事をお願いします。

市が行っている水洗便所改造資金の融資あっせん制度も供用開始から3年以内の工事が対象となりますので、希望される方は、早めに指定工事店へご相談ください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

下水道係

コミュニティ助成事業で
徳能集会所完成

コミュニティ助成事業は、(財)自治総合センターが宝くじの普及広報事業として、コミュニティ活動に助成を行うものです。

このたび平成20年度の助成を受けて、徳能集会所が立派に完成しました。今後の活発なコミュニティ活動の拠点となることが期待されます。

■問合せ

市庁舎本館市民相談課

市民活動支援係

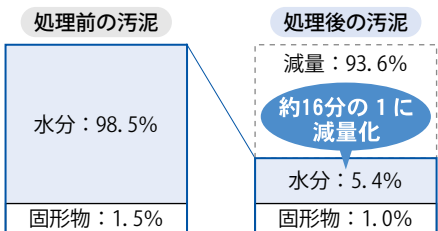
TEL 0897-52-1463



▲完成した徳能集会所

下水道何でもクエスチョン?

Q: 下水処理の仕組みはどうなっているの?③ ~汚泥の処理~
A: 下水処理の過程で沈殿した汚泥は汚泥処理施設に送られます。汚泥処理は最終的に運搬や再利用をしやすいように行うもので、西条浄化センターでは低濃度の汚泥をタンクにため、沈降などで濃縮した後、有機物を分解するタンクで一定期間をかけて固形物をガス化(消化)します。最後に汚泥に含まれる水分をしぼり取る脱水工程を経て、下水汚泥を約16分の1に減量化しています。脱水された下水汚泥は、新居浜市にある愛媛県廃棄物処理センターで資源化されています。



▲汚泥脱水の状況

下水道についての疑問を下記までお寄せください
市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271